



経理の窓 11月号

平成22年11月1日号

気象庁の予報の通りに、急に真冬のような寒さが、やってきました。今年も、鳥インフルエンザの流行が心配されています。インフルエンザの予防接種には、鳥（新型）インフルエンザに対応したワクチンが含まれていて、大人は、1回の接種で、済むようになりました。

今月の税務

法人
個人
：
：
9月決算法人の確定申告と納付
所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年と変わったことは、ありませんが、扶養控除や同居特別障害者加算について、税制改正があり、平成23年1月1日以後支払われる給与について、適用されます。

これらの改正に伴い、扶養控除等（異動）申告書の様式が23年分様式に変わります。

■扶養控除の見直し

扶養控除について次の改正が行われました。

- ・年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象親族」といいます。）とすることとされました。
- ・年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。
これに伴い特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- ・源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。
- ・これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

■同居特別障害者加算の特例措置の改組

同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

- ・年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められました。
- ・給与等に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は、同居特別障害者に該当するときは、従前通り、これらの一に該当するごとに扶養親族の数に1人を加算します。（注）年少扶養親族の人数については扶養親族の数に加えません。
- ・これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

